

福岡市立中学校柔道事故調査報告書

福岡市柔道安全指導検討委員会

平成27年12月

目 次

1	はじめに	1
2	検討委員会設置の目的	1
3	検討委員会開催の概要	2
	（1）開催日時と主な内容	
	（2）検討委員名簿	
	（3）検証方法	
4	事故の概要及び検証	3
	（1）事故の概要	
	（2）事故の発生状況	
	（3）事故後の対応	
	（4）事故発生の分析と検証	
	（5）まとめ	
5	再発防止に向けて	13
6	事故後の各学校の取組	17
7	おわりに	19
	資料	20

1 はじめに

本報告書は、福岡市立中学校の柔道部の活動中に発生した死亡事故について、その原因を検証し、事故の再発防止に向けて設置された福岡市柔道安全指導検討委員会（以下、検討委員会）の協議内容（事故原因、再発防止策など）をとりまとめたものである。

今回の事故は、柔道を始めて間もない初心者である中学1年女子生徒（以下、当該生徒）が、部活動で「大外刈り」をかけられ転倒、頭部を打撲し、意識不明となり、事故発生当日に緊急手術を受けたが、5日後に死亡したというものであった。

日頃より、学校において生徒の安全を確保することは、部活動を含めた教育活動を行う上で最重要事項であり、これまでも各学校では、安全管理に努めてきた。しかしながら、そのような状況下で、柔道の部活動において事故が発生し、生徒の尊い命が失われたことに対して、教育委員会や学校関係者は、誠実に遺族へ謝罪し対応してきた。また、再発防止に向けて福岡市中学校体育連盟（以下、中体連）や全日本柔道連盟（以下、全柔連）とも連携して、対応してきたところである。

今後、今回のような重大事故が二度と繰り返されないように、再発防止に向けた取組を行い、生徒、保護者が安全で安心できる教育活動を行っていかねばならない。そのために、検討委員会では、これまで医師、大学教授、柔道専門家、弁護士の専門的立場から意見を出し合い議論を重ねてきた。

本報告書は、今回の柔道の事故原因の検証を示し、再発防止策について提言を行うものである。

2 検討委員会設置の目的

検討委員会は、福岡市立中学校で発生した柔道の事故を検証し、再発防止策を提言することや、柔道を指導する場合の安全指導などについて検討するために設置されたものである。

なお、中立的、かつ公正に協議を行うため、検討委員会は、行政関係者や学校関係者以外の第三者的立場である医師、弁護士、学識経験者2名、柔道協会関係者の計5名で構成した。

3 検討委員会開催の概要

(1) 開催日時と主な内容

検討委員会は、平成27年7月から同年12月までに計6回開催した。
具体的な日時や協議内容は、以下のとおりである。

- 第1回 平成27年 7月 2日(木) 15時30分～17時30分
・事故概要の説明, 今後の進め方
- 第2回 平成27年 8月 5日(水) 15時30分～17時30分
・事故概要の追加説明, 原因の検証
- 第3回 平成27年 9月14日(月) 15時30分～17時30分
・原因の検証, 再発防止策検討
- 第4回 平成27年11月 5日(木) 10時00分～12時00分
・再発防止策, 報告書(案)検討
- 第5回 平成27年11月30日(月) 15時30分～17時30分
・再発防止策, 報告書(案)検討
- 第6回 平成27年12月24日(木) 16時00分～16時30分
・報告書提出

(2) 検討委員名簿

委員名			役職
委員長	医師	橋爪 誠	九州大学大学院医学研究院 教授
副委員長	学識経験者	中原 一	福岡大学スポーツ科学部 教授
委員	学識経験者	相部 保美	福岡教育大学教育学部 教授
委員	弁護士	井上 滋子	福岡東部法律事務所 弁護士
委員	柔道関係者	安河内 春彦	福岡県柔道協会 理事

(3) 検証方法

事故発生前後の当該生徒の健康状態や練習内容などを学校関係者(学校管理職, 顧問など)から事実確認するとともに, 遺族の同意を得て, 当該生徒が入院していた医療機関より資料(カルテやCT検査結果など)を入手し, 専門的な立場から検証を行った。

4 事故の概要及び検証

(1) 事故の概要

事故は、平成27年5月22日(金)18時40分、福岡市立中学校の武道場において、顧問1名、ボランティア指導員2名の計3名の指導のもと、中学2年女子生徒(以下、関係生徒)が「大外刈り」をかけ、柔道初心者である当該生徒が転倒し、頭部を打撲し意識不明となった。その後直ぐに、救急搬送し、緊急手術を行ったが、5月27日(水)10時35分に亡くなったものである。

事故発生当日の全体練習では、回転運動を含む準備運動をした後に、「受け身」や「打込み」などを行い、18時10分頃に「元立ち練習」、18時30分頃に「投込み」(5本×5人)を行い、当該生徒は、「元立ち練習」や「投込み」で、「受け身」の練習である「約束練習[※]」を行っていた。

当該生徒は、「投込み」で、1人目の際に柔道経験者である他の1年女子生徒から「背負投げ」で、ゆっくりと5本投げられた。この時、「受け身」を受け損なったり、頭を打ったりした様子はなかった。また、2人目、3人目の際には、当該生徒は、周囲の練習の様子を見学した。4人目の際に、柔道経験者である関係生徒から1本目で「大外刈り」をかけられ事故が発生した。

※)「約束練習」とは、投げる側の生徒が投げる前に技を言い、受ける側の生徒がその技を前提に「受け身」をとる練習方法である。

(2) 事故の発生状況

①事故当日の練習 平成27年5月22日(金)

時間	経過
7:20～ 8:00頃	柔道部の朝練習の際、顧問はグラウンドで部員の健康確認を行う。 (指導者1名、参加部員12名(男子9名、女子3名)) 体育大会の練習準備の手伝いや自主トレーニングの指示を顧問が行う。
17:00頃	武道場で柔道部の活動を開始する。 (指導者2名、参加部員14名(男子10名、女子4名))
18:10頃	顧問が武道場へ行く。 「元立ち練習」(2分×5本)の指示を顧問が行う。 ※初心者は、「受け身」の練習として「約束練習」を行う。
18:30頃	「投込み」(5本×5人)の指示を顧問が行う。 ※初心者は、「受け身」の練習として「約束練習」を行う。
18:40	当該生徒が頭部を打撲し意識不明となる。
18:44	顧問が武道場から救急車を要請する。
18:55頃	救急車が到着する。
19:00頃	当該生徒が緊急入院する。
20:00頃	緊急手術が開始される。

(3) 事故後の対応

①学校の対応

5月22日(金)18時40分、当該生徒は「大外刈り」で投げられ、畳の上で体の右側を下にして横向きとなって倒れ、意識不明となった。様子がおかしいことに顧問が気づき、当該生徒のもとに駆け寄り、声をかけるが、反応がなかった。そのため、その場から顧問が救急車を要請した。救急車が到着するまでの間、顧問は、頸椎を痛めている可能性があるためと判断したため、動かさないようにし、柔道帯を緩めた。また、顧問は、校長へ報告するために、生徒を職員室へ行かせ、報告を受けた職員が、職員室から保護者へ連絡をするとともに、校長と職員は武道場へ駆けつけた。しばらくすると、当該生徒は、大きく息をし始めたため、顧問が気道を確保するために、顎を少し持ち上げた。その2、3分後、いびきをかくような状況になった。

18時55分頃、救急車が到着。救急隊員は、当該生徒に酸素マスクをつけ、首を固定し、ストレッチャーに乗せ、顧問が同乗し、救急車で近隣の病院へ搬送した。

日付	対応
5月23日(土)	・臨時職員会議を開催し、事故概要を全職員へ説明 ・部活動の安全管理について確認 ※全部活動中止
24日(日)	・柔道部員とその保護者に事故概要を説明
25日(月)	・学級担任より全生徒へ事故概要を説明、カウンセリング開始 ・安全指導を行うため、放課後に部活動生集会を実施
26日(火)	※全部活動再開
27日(水)	・体育大会予行練習を中止 ・警察による現場検証と事情聴取
30日(土)	・緊急保護者会を開催し、「事故概要と部活動の安全管理」 「体育大会の実施」について説明
31日(日)	・体育大会実施 ※組体操などは中止

②教育委員会の対応

日付	対応
5月25日(月)	・全柔連、県柔道協会へ報告
26日(火)	・部活動の事故防止について全学校へ緊急通知
28日(木)	・柔道部顧問者会を開催
6月2日(火)	・臨時校長会を開催し、事故概要を説明し安全指導を徹底 ・校長会長、市中体連会長、中文連会長などによる部活動意見交換会を開催し、事故概要を報告

21日(日)	・福岡市中体連主催の第1回柔道部安全講習会開催 (柔道部顧問18人, 柔道部生徒145人参加)
7月16日(木)	・全市立中学校に対して, 事故後の対応について調査を実施 ・柔道部がある全中学校に対して初心者対象の年間指導計画を作成するよう通知
9月23日(水)	・福岡市中体連主催の第2回柔道部安全講習会開催 (柔道部顧問10人, 柔道部生徒90人参加)

(4) 事故発生の分析と検証

① 練習計画

ア) 分析

普段の朝の練習は, 月曜日から金曜日までの7時30分から8時頃までの30分間程度, 筋力トレーニングやストレッチ, 技の研究などを主に行い, 放課後の練習内容は, 4月から5月の間, 「後ろ受け身」, 「前回り受け身」, 「横受け身」などを主に, 18時50分まで行っていた。また, 日曜日, 祭日などは, 練習試合の見学や他校との合同練習を行っていた。

顧問は, 「受け身」の基本練習と実践で用いる「受け身」の練習との繋がりを日頃から意識して指導し, 柔道経験者に対して, 初心者と組み, 技をかける場合は, 一度技を止め, 低いところから転がすなどの指導を丁寧に行っていたが, 初心者に特化した練習計画を作成していなかった。

イ) 検証

顧問は, 生徒の技の習熟度の見極めのため, 当該生徒と直接組み, 「受け身」が上達していたと判断していた。「受け身」の習得の程度を把握するために, 顧問と生徒が直接組み, 安全指導を定期的に行うことが必要であり, 初心者の「受け身」の練習は, 徹底して時間をかけて行うべきものである。

顧問は, 試合で生徒がいろいろな技をかけられ, どの技にも対応しなければならぬという考えから, 初心者に対してかける技の種類を限定していなかった。しかし, 入部後の練習日数が31日間の初心者にとって, たとえ段階を追った練習(初心者は投げずに転がす, 一度技を止めて, 低い位置からゆっくりと転がすなど)を行ったとしても, 「大外刈り」の技を用いての「受け身」の練習は, 時期尚早の可能性があった。初心者に「受け身」を習得させるには, 「大外刈り」以外の技での練習方法があったのではないかという問題点があり, 「受け身」の練習期間や内容が十分でなかった可能性は否定できない。

また、柔道初心者は、基礎体力が十分でない傾向にあることから、基礎体力づくりをしっかりと行い、練習に取り組むことが必要である。

文部科学省「学校における体育活動中の事故防止について（報告書）」では、配慮事項として「初心者に対して、頭部外傷の恐れのある「大外刈り」をかけない」などと示されている。そのため、初心者が「受け身」を習得する際には、「大外刈り」、「袖釣込腰」、「払腰」の禁止など、技の制限を設けた基準づくりが必要である。特に、「大外刈り」については、生徒の能力に応じて、練習手順を守り、練習開始時期を個人の習熟度に応じて行うことや、段階を追った練習方法で、身に付けさせることが必要である。

② 指導体制

ア) 分析

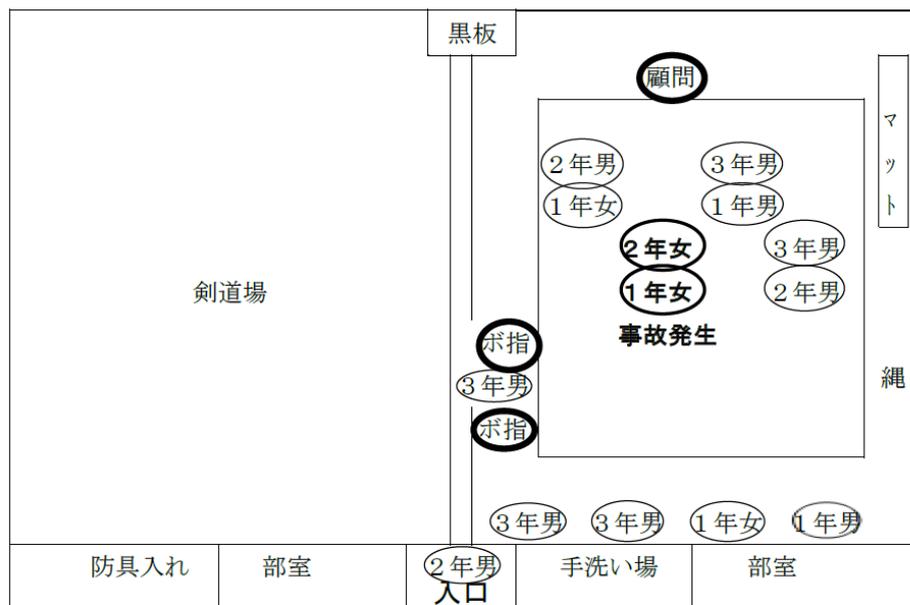
顧問は、柔道4段、全柔連公認指導者A級指導員であり、全柔連主催の都道府県「柔道指導者講習会」を受講している。また、これまでの在籍校でも、柔道部の顧問を経験しており、指導歴11年目、当該中学校での顧問歴は3年目である。

顧問とは別に、平成26年度からボランティア指導員として、保護者1名と卒業生1名が部活動に参加しており、いずれも柔道2段の有段者である。ボランティア指導員のうち、保護者は地域の柔道クラブでの指導歴2年目であり、全柔連に指導者登録をしているが、指導者講習会を受講していない。また、卒業生は柔道経験9年目である。

顧問は、日頃から練習内容を部員に指示し、その内容に従って練習を行っている。顧問とボランティア指導員は、常に指導方針などを共有しており、顧問が不在の際には、ボランティア指導員が生徒の安全を見守り、生徒の技を受けたりしているが、直接、練習内容を指示したり、自ら技を生徒にかけることはしていない。

事故当時、顧問を含めた指導者3名は、武道場内で他の生徒たちに指導を行っており、当該生徒の事故の瞬間は目撃していない。武道場内の生徒と指導者との位置関係は、図1のとおりである。

図1 事故当時の位置関係



※ボ指：ボランティア指導員

イ) 検証

顧問は、全柔連公認の指導員であり、指導者講習会を受講しているが、他の学校では、資格を取得していない柔道部の顧問や指導員もいるために、柔道を指導する者は、全柔連主催などの講習会へ積極的に参加し、初心者への指導や生徒の健康状態の把握、安全管理のあり方について研修すべきである。

事故発生時の武道場内の生徒と指導者の位置関係は、図1のようになっており、約12m四方の武道場内（柔道場）に3人の指導者がいた。

今回の場合は、指導者の経験年数や生徒と指導者の配置状況などは、事故発生の要因としては考えにくい。

③ 生徒の健康状態及び習熟度の把握

ア) 分析

当該生徒は、中学校で初めて柔道を経験した初心者であり、4月13日に正式に柔道部へ入部した。入部当初から、「受け身」の練習に熱心に取り組み、全身が筋肉痛と訴えたこともあったが、練習には休まず参加していた。

4月20日から行われていた家庭訪問（学校行事）の期間（6日間）は、当該生徒は何時間も「受け身」の練習を行い、段階的に投げられて（実際には、転がされて）からの「受け身」が身に付いてきた。「投げ技」は「体落」,「固め技」は「けさ固」の基本練習にも取り組んだ。その結果、相手を転がすこともできるようになり、「引き手」の重要性も理解し、「引き手」を離さないようになってきていた。また、顧問が当該生徒と直接組み、ゆっくり投げ、「受け身」の習得の程度を確認していた。当該生徒は、朝や放課後の練習にほとんど休む

ことなく参加し、顧問や先輩からのアドバイスも素直に聞き、頑張っていた。

5月に入り、当該生徒は、初心者同士で組み、動きながら転がすことができるようになっていた。ゆっくり弱く投げられる（転がされる）練習では、当該生徒は上手に「受け身」ができ、顧問が褒めたことが何度かあり、顧問は、「右受け身」や「左受け身」は同程度できると判断していた。事故後、遺族から「5月の初めから中頃にかけて、両腕が痛く、肩の高さくらいまでしか上がらなかったが、しばらくして改善した」という報告があった。この点について確認したところ、この時期に部活動前の健康観察で当該生徒から顧問へ筋肉痛の訴えがあっていた。

顧問は、生徒の体調不良や怪我について、練習前後に必ず報告するように指導しており、朝の練習の際は、顧問が部員の身体の痛みや筋肉のはりを触診するなどの確認を度々行っていたものの、生徒に部活動日誌や健康状態などの記録をさせていなかった。

事故が発生した週は、体育大会の練習が蒸し暑い天候の中で連日行われていたが、事故前日や当日、学級や部活動での朝の健康観察では、当該生徒から体調不良の訴えはなく、当該生徒がいつもと違う様子だったと感じた生徒はいなかった。また、体育大会前であったため、顧問は、日頃より軽めの練習内容を指示していた。

事故前日、当該生徒は、「約束練習」として「投込み」（5本×5人）で「受け身」の練習を行っている。顧問は、柔道経験者が初心者と組んで、「約束練習」を行う際には、生徒達に投げる前には技を言い、投げる時に技を一度止め、ゆっくりと転がし、「受け身」をとることができるよう日頃から指示をしていた。当該生徒は、1人目の際、3年男子生徒と組み、「体落」を受けている。また、2人目の際、2年男子生徒と組み、「大内刈り」と「小内刈り」を受けている。当該生徒の相手となった2人目の生徒の話では、倒された時は、頭は打っておらず、当該生徒に変化は見られていない。また、練習終了後に顧問は、怪我がないかを全員に確認したが、当該生徒からの申し出はなかった。しかし、事故後、遺族から「事故前日の夕食時、当該生徒は、練習で頭を打って少し痛い」と訴え、その場で首を動かしたり、少し歩かせたり、片足で立たせたりしたが異変はなく、吐き気もないと答えた。」との報告があった。この事実については、事故前に当該生徒や遺族から顧問や部員らへの報告はなかった。

イ) 検証

顧問は、部活動日誌などを使って、生徒の疲労などの健康状態についての記録をしていなかったが、日頃から練習前の面談や触診によって把握するように努めていた。

一般にスポーツ選手は、痛みや疲れについては、我慢し、指導者に申告をしない傾向にある。日頃から、健康状態や練習内容などを個人ノートなどに記録させておくことで、体調や技の習得の程度を、指導者へ間接的に伝えることができるため、記録をさせておくことが必要である。このことが、生徒の安全管理や技の習得の程度を把握することにも繋がる。

以上のことから、体調などについて、生徒が申告をした際は、顧問は面談を行い、その状況や原因を確認し、保護者とその情報を共有し、自分の体調や技の習得の程度を包み隠さず記入できる体調チェックシートを活用するなど、日頃から練習内容や健康状態を確認するシステムづくりが必要である。

④ 練習内容

ア) 分析

事故当日は、当該生徒は通常通り登校し、朝の練習（柔軟運動及び自主練習）を行い、体育大会の練習にも参加した。その間、当該生徒から、頭痛など身体の不調の訴えはなかった。

18時10分頃、顧問が武道場へ行き、生徒たちに「元立ち練習」（2分×5本）の指示を行い、当該生徒は、中学1年女子経験者とだけ組み、「背負投げ」で、2、3回軽く転がされた。18時30分頃、「受け身」の練習のために「投込み」（5本×5人）を行い、1人目の際、当該生徒は、経験者である1年女子生徒と組み、「背負投げ」でゆっくりと5本投げられ、「受け身」をしており、投げられた後、当該生徒に変化は見られていない。

2人目と3人目の際は、当該生徒は周囲の練習を見学した。4人目となる関係生徒（身長差6.5cm、体重差12.1kg）は、「大外でかけるよ」と声をかけ、当該生徒は「はい」と返事を行い、左組みで「大外刈り」をかけられ、事故が発生している。

関係生徒は、1年生の受け身の練習になるようにと日頃から顧問に指導されていたため、技のスピードを緩めてゆっくりと投げた。事故後の聞き取りで関係生徒は、「投げのスピードを緩め、いつも通りに投げた。左組みの『大外刈り』で、右足を出して軸にし、左足で刈った。右手の『引き手』も引いていた。投げた瞬間、当該生徒の片足は畳についていたように思う。」と話している。

日頃から、顧問は生徒の体調や技術に応じた練習内容を伝え、段階的に技の

練習を行わせるとともに、「内股」では首の怪我をしやすかったことや、膝つきの技が禁止されていること、「引き手」をしっかりと持つことなどを伝えていたが、「大外刈り」に特化した危険性については、伝えていなかった。

イ) 検証

当該生徒と関係生徒とは体格差があり、かつ関係生徒は柔道経験5年目であった。初心者の練習では、経験者同士の練習以上に、体格差や技能差にも配慮した練習内容であるかを十分に検討した上で、きめ細かな指導を行う必要があった。

当該生徒は、柔道を始めて、まだ1か月であり、「受け身」の練習をしていたとしても延べ30時間程度と考えられる。単に「受け身」が身に付いていたとしても、相手に投げられた時の「受け身」が本当に身に付いていたかをしっかりと確認する必要がある。通常、実際に投げられた時に「受け身」がとれるまでに1～2か月必要であり、「受け身の形を身に付ける段階」と「投げられた時に受け身がとれる段階」を分けて十分に時間をかけて練習を行うことが必要である。

自然教室（学校行事）のため、1年生の部活動の練習が5月12日～15日まで休みであり、体育大会の練習が連日続いていたことなどから、学校行事や生徒の疲労の程度を十分に考慮することも大切である。

事故当日の練習で、関係生徒は「ゆっくり投げた（転がした）。右手の『引き手』を引いていた」ようだが、ゆっくりと相手を投げることは、当該生徒が積極的に投げられる動作をすることで、成り立つものであり、当該生徒のような初心者が、積極的に投げられる動作を行うことは難しい。つまり、「受け手」が、積極的に投げられて（転がって）くれないと「ゆっくりと投げる（転がす）」という動作は成立しない。また、経験が未熟な生徒同士が組み、投げる時には、思わず力が入るとも考えられる。「受け手」が怖がり、少しでも踏ん張れば、投げる側は、自ずと力が入ってしまう。さらに、「大外刈り」をかけた際、頭部を打たないように、「引き手」を引き上げることが大切である。

当該生徒のCT画像からは、当該生徒がゆっくり投げられたと判断することは困難で、互いの意識や動作の誤差が事故に繋がったとも思われる。当該生徒が自ら投げられる「受け身」を行うことができるようになっていたのであれば、事故に繋がらなかったと考えられる。また、関係生徒が、軸足を外向きにねじる癖があることから、今回の事故は、「大外刈り」をかけたつもりが、結果的に「払い腰」になり、真後ろに倒すものが横方向に倒してしまった可能性も考えられる。その場合、当該生徒の両足が上がってしまう可能性が高くなり、ゆ

ゆっくりと投げる形にはなっていなかったとも考えられる。「大外刈り」で倒される場合は、ゆっくり投げられて「受け身」をする反応として刈られた足の逆側の足を引いて対応するが、余裕がない状況であれば、重心がきれいに崩れ、両足が宙に浮いた状態であった可能性がある。

顧問は、当該生徒は「受け身」ができるようになったと判断していたが、相手から投げられる状況下で、当該生徒が「受け身」を理論的に理解し、練習に取り組んでいたかどうか、しっかりと確認する必要があったと考えられる。

一般的に、日頃から指導者は、生徒に対して指示を行うのに使い慣れた用語を使う。その際、指導者と生徒間で指示したイメージが異なることがある。事故が発生した「投込み」のような連続した練習の中であれば、生徒は安全面への配慮について判断できないこともある。したがって、指導者は「投込み」と「約束練習」という言葉の使い方や違いを、生徒が理解できるように指導しておくことが大切である。

⑤ 病院の所見について（入院後の経過および所見）

ア) 病院の所見より

平成27年5月22日18時40分、中学校武道場で柔道部の練習中に「大外刈り」で投げられ、「受け身」がとれず床に頭部を強打した。直後に意識消失、けいれん発作が出現。その後も意識の回復なく、18時44分救急車要請。18時55分頃救急隊が現場到着。19時00分頃、意識障害とけいれんを主訴に緊急入院となった。CTでは明らかな頭部骨折は見られなかったが、両側の急性硬膜下血腫を認めた。

来院時すでに両側の瞳孔は散大していたが、年齢も若く、救命できない可能性が高いことを家族に説明した上で、右急性硬膜下血腫に対して開頭血腫除去術、減圧開頭術を施行した。しかし、術後も両側瞳孔は散大したままで、術後のCTで右の血腫除去はできたものの、左側の硬膜下血腫が増大し、著明なmidline shift*を認めた。その後、徐々に全身状態は悪化し、平成27年5月27日午前10時35分に家族に見守られながら永眠された。

※midline shiftとは

CTで頭部を撮影すると、体軸に対して左脳と右脳が左右対称に描出されるが、脳内左右どちらかに血腫などがあり脳を圧迫すると、中央直線状に描出されるラインが反対側に押される形となる状態をいう。

イ) 検証

事故発生時に3名の指導者が武道場で他の生徒たちに指導を行っていたが、当該生徒の事故の瞬間は目撃していない。しかし、入院直後のCTで両側の急性硬膜下血腫が認められたことと、手術後に著明な左側硬膜下血腫の増大が見

られたこと，さらに「大外刈り」をかけられた際や受傷直後の状況等を考慮すると，右側頭部を畳で打撲した可能性があると考えられる。

⑥ その他の分析と検証

ア) 事故発生後の救急対応や施設設備について

事故発生後直ちに，顧問は救急車を要請しており，また，救急車到着まで，その場で考えられる応急措置を顧問は行っており，特に問題はないものと判断される。

イ) 日頃の危機管理体制について

日頃から，武道場にアイシング用の氷などを準備していたが，学校や部活動として，緊急時の応急手当の訓練は行っていない。また，部活動においては，生徒の健康観察のチェックを行っているが，生徒の申告や表情だけでなく，生徒自身に記録させたり，面談を行ったりして生徒の体調を把握することが必要である。

ウ) 施設設備について

事故が発生した武道場は，平成25年11月22日に85枚の畳を新品に交換し，29日に検査を行っている。福岡市での畳の交換の規定については，特に定められておらず，学校から申請があった場合に畳の交換を行っている。

武道場の畳は，全柔連公認畳であるカラー畳（エメラルドグリーン・レモンイエロー）を使用している。材質は，ポリエチレンフォーム，ポリエチレン板，インシュレーションボードなどである。また，部員2名を環境整備係と決めており，日頃から安全面と衛生面の確認を行うとともに，顧問が武道場内の安全点検や畳の状態の確認を行うなど，安全配慮がなされており，事故発生の可能性のある施設設備ではなかった。

図2のとおり，武道場内の壁面には受け身や安全に関わる資料を掲示しており，日頃より，柔道の技の習得や安全についての啓発を行っていた。

図2 武道場全体と武道場掲示物



(5) まとめ

以上のことから、この事故は、初心者を対象とした練習内容や「受け身」の練習期間、生徒の健康状態及び習熟度の把握、技の危険性の周知などの要因が複合的に絡み合い発生した可能性があるとして推測された。

5 再発防止に向けて

(1) 練習計画

- 初心者対象とした段階的な指導計画を作成し、個々の体力・技能レベルに応じた基礎体力づくり、「受け身」や「投げられる練習」を徹底する。
- 初心者は、「受け身」を主とした練習を最低3～4か月間以上行い、次のような危険性のある技で「受け身」の練習をしない。
 - ・「大外刈り」、「袖釣込腰」、「払腰」
- 初心者に対しては、次の技をかけない。
 - ・「両膝をついた担ぎ技」、「極端に巻き込む投げ技」

中学校では、生徒の体格差や体力差がある中で練習を行うことがある。そのため、初心者の練習計画は、生徒の個々の体力・技能に応じて、段階的な指導計画を作成しなければならない。また、初心者は、基礎体力が十分でない生徒がいることから、事故防止の観点から基礎体力づくりなどを徹底することが必要である。

また、柔道で最も大切な「受け身」をしっかりと習得させることが重要であり、特に初心者の「受け身」は3～4か月間以上、十分に時間をかけて練習する必要がある。さらに、「受け身」の習得には、様々な練習方法があるが、初心者には、「大外刈り」などを用いての「受け身」の練習を行わないことが必要である。初心者が「受け身」を習得する際の禁止事項のひとつとして、「大外刈り」を示しているが、初心者以外の生徒が互いに「大外刈り」の練習を行う際においても、しっかりと段階を追った練習計画や顧問などによるきめ細かな指導が必要である。

(2) 指導

- 複数の指導者がいる場合は、生徒への指導方針を指導者間で必ず共有して指導する。
- 指導者は、「受け身」を徹底して指導するとともに、直接、初心者と組み、「投げの技」や「受け身」の習得の程度を把握する。
- 「約束練習」において、投げられる場合、低いから高い、遅いから早いなどの段階的指導を行う。
- 指導者は、生徒の体格差や能力差、利き腕や「得意技」などの特性をしっかりと理解し、個人の体力や習熟度に応じたきめ細かな指導を行う。
- 頭部を守るために、「引き手」は重要であり、初心者でなくても、相手を投げた際には、「引き手」をしっかりと引き上げる指導を行う。
- 指導者は、使い慣れた言葉ではなく、指導者と生徒の間で、イメージの差が生じないように、正確な用語を使い、指導を行う。
- 精神的修養「礼に始まり、礼に終わる」をモットーとする「武道礼法」を習得させる。

技を習得するために、段階的な指導が必要である。単なる「受け身」だけの練習で「受け身」が十分に習得されたものと判断するのではなく、「投げられる練習」から「受け身」の習得の程度を判断することが必要である。そのために、指導者は、「受け身」の練習に時間をかけ、単なる「受け身」だけの練習から、投げられる際の「受け身」の練習までの接続の部分を意識し指導しなければならない。さらに、直接、指導者が初心者と組み、「投げ技」や「受け身」の習得の程度をしっかりと把握しておくことが重要である。その際、初心者の体格差や能力差、特性や技能を把握し、きめ細かな指導を行うことが必要である。

また、生徒に「引き手」の大切さを理解させ、「『引き手』を離さない」だけでなく、日頃から、相手を投げた後、「『引き手』を離さずしっかりと引き上げる」よう指導を行うことが必要である。

指導者が使い慣れている用語ではなく、正確な用語やその意味、「『かかり練習』と『かけ練習』」「『投込み』と『約束練習』」などの違いなど、生徒が理解できるよう日頃から説明し、指導者と生徒の間で理解に差が生じないようにしなければならない。さらに、浮ついた気持ちで練習を行うと重大事故につながるため、武道礼法についても指導することが必要である。

(3) 生徒把握・健康管理

- 健康や安全に関する体調チェックシート【資料】、部活動日誌などに生徒の健康状態や練習の記録を残す。
- 頭部打撲や頭痛、体調不良の場合、必ず、顧問は生徒と面談を行い、頭痛などの原因や状態を確認し、練習を止めさせる。また、原因不明の場合、顧問は医師の診断を受けるように指示する。練習再開にあたっては医師の診断を受ける。
- 頭痛や体調不良、怪我による通院は、必ず顧問に報告させる。
- 頭部打撲や頭痛がある場合、顧問・担任・養護教諭・家庭がその原因や状態を共有する。練習再開にあたっては医師の診断を受ける。

生徒の疲労は、学校生活や部活動など様々なものが重なり蓄積される。疲労の程度を把握するために、生徒の表情や態度だけでなく、日頃より、顧問は、生徒自身に自分の健康状態や練習の記録を正直に記録させることや、生徒とのコミュニケーションがしっかりとできる雰囲気づくりに努めることが必要である。また、生徒が記録をする体調チェックシート【資料】の内容を指導者が読みとり、練習前後の生徒の健康状態をしっかりと把握することが必要である。さらに、頭部打撲や頭痛、体調不良などの自己申告や記録があった場合は、直接、顧問が生徒と面談を行い、生徒の様子を伺いながら原因や生徒の状態を確認し、練習を止めさせるなどの判断を行い、生徒の健康状態などについて、担任、家庭などと情報を共有することが必要である。原因不明の場合は、医師の診断を受けさせるよう指導を行わなければならない。

(4) その他

- 指導者は、文部科学省「学校における体育活動中の事故防止について（報告書）」、全柔連「柔道の安全指導」を熟読し、事故防止に努める。
- 全柔連「柔道の安全指導」を生徒や保護者に配布し、技の危険性や頭部外傷（急性硬膜下血腫、加速損傷、セカンドインパクトシンドロームなど）について生徒・保護者とともに理解を深める。
- 柔道部顧問と生徒は、中体連柔道専門部が県柔道協会の協力を得て開催する、「福岡市中学校柔道安全講習会」に必ず参加する。また、中体連柔道専門部は顧問に「受け身」等の習熟度の確認の仕方について周知、徹底を図る。

事故防止のために、指導者は、文部科学省「学校における体育活動中の事故防止について（報告書）」を熟読し、予想される柔道事故についての知識を身に付け、指導に役立てることが必要である。

また、全柔連の「柔道の安全指導」を保護者や生徒に配布し、説明することで、柔道の危険性などを互いに理解することが必要である。保護者や生徒が柔道の危険性を理解した上で、柔道の練習を行ったり、生徒の健康管理を行ったりすることが、事故防止に繋がるものである。

顧問や生徒は、中体連柔道専門部などが開催する講習会へ積極的に参加することが必要である。特に、顧問は、初心者への指導や「受け身」等の習熟度の確認の仕方について理解し、自らの学校での指導に活かさなければならない。

6 事故後の各学校の取組

他の学校や部活動でも、部活動での重大事故を未然に防止するため、事故発生後の平成27年7月に、全ての市立中学校（69校）を対象に事故防止に向けた調査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(問) 学校長が全職員に対して、体育的活動や部活動の事故防止について指導したか。

	割合(%)
指導した	100.0
指導していない	0.0

(問) 生徒に対して、体育的活動や部活動の事故防止について指導したか。また、「指導した」と回答した学校は、どの生徒を対象として指導したのか。

	割合(%)		割合(%)
指導した	100.0	全生徒に指導した	66.7
指導していない	0.0	全部活動生のみ指導した	33.3

(問) 誰が、どのような時間帯で指導したか。(※複数回答可)

	割合(%)		割合(%)
校長	23.2	全校集会	27.5
教頭	13.0	学年集会	7.2
教務	4.3	学級活動	20.3
学級担任	31.9	部活動生集会	44.9
各部活動顧問	81.2		

(問) 校内の施設、設備の点検を行ったか。

	割合(%)
点検した	98.6
点検していない	1.4

(問) 部活動の年間指導計画の見直しを行ったか。

	割合(%)
見直した	33.3
見直していない	66.7

■ 柔道初心者に対する具体的指導計画書		
月	指導内容	事故を受けての安全対策・改善事項
4	受け身 基礎体力トレーニング 歴史 基本動作 組み方 固め技立ち技基本	・受け身の高さ スピード
5	受け身 基礎体力トレーニング 礼法 基本動作 組み方 固め技立ち技基本 約束練習 受け身テスト ※筋力についての指導	・段階的な技の指導 ・体調、ケガ等の口頭確認
6	受け身 基礎体力トレーニング 打ち込み 移動打ち込み 固め技約束練習 立ち技約束練習	・練習前練習後健康観察記入確認 ・受け身のチェック ・約束事の確認
7	受け身 基礎体力トレーニング 打ち込み 移動打ち込み 3人打ち込み 固め技約束練習 (条件付き寝技の打ち込み) 立ち技約束練習 (条件付き投げ込み※転がし) ※水分の取り方の指導	・練習前練習後健康観察記入確認 ・熱中症 (水分の取り方) ・約束練習は3年生と行う ・転がし受け身の練習は上手な2・3年生と行う
8	受け身 基礎体力トレーニング 打ち込み 移動打ち込み 3人打ち込み 一人打ち込み 固め技立ち技基礎練習と攻防 絞め技の攻防基本 条件付き乱取り 受け身テスト ※食事についての指導	・練習前練習後健康観察記入確認 ・3人打ち込みの補助の仕方 ・絞め技について落ちたときの回復方法 ・受け身チェック ・食事の取り方について話をする
9	受け身 基礎体力トレーニング 打ち込み 移動打ち込み スピード打ち込み 連続技の打ち込み 条件付き固め技立ち技乱取り マットをひいて投げ込み (初心者同士) 組み手から崩しと技の入り方	・練習前練習後健康観察記入確認 ・投げ込みはマットの上で、高さスピードともに段階をおって行う ・「参った」の合図の時はすぐに離す ・テスト明けの練習内容を考える
10	受け身 基礎体力トレーニング 打ち込み 移動打ち込み 技の戻り際打ち込み 連続技の打ち込み 条件付き固め技立ち技乱取り マットをひいて投げ込み (初心者同士)	・練習前練習後健康観察記入確認 ・技の戻り際打ち込みでは反応をよくするための練習のため、集中して行うように日々声かけを行う
11	受け身 基礎体力トレーニング 打ち込み反復練習 連続技の打ち込み 組み手の練習 新人戦に向けて実践練習 (礼法 試合形式) 受け身テスト ※ケガについての指導	・練習前練習後健康観察記入確認 ・新人戦の前には他校との合同練習や練習試合をいれる ・受け身チェック ・ケガしたときの治し方について (ケガをしない体のつくりかた ・練習の行い方) ・新人戦時の対戦相手との配慮
12	受け身 基礎体力トレーニング 打ち込み反復練習 固め技立ち技の乱取り サニックス杯の実践練習 組み手の練習	・練習前練習後健康観察記入確認 ・レベルの高い試合は見送る ・練習試合などで試合慣れをする ・修学旅行で2年生がいけないときに、技の基礎練習を集中して行う
1	受け身 基礎体力トレーニング 打ち込み 固め技の乱取り 立ち技の乱取り 立ち技から寝技への連絡 投げ込み	・練習前練習後健康観察記入確認 ・条件がはずれていくので、より集中して練習を行うように声をかける ・寝技への移行は相手に強くなる ・投げ込みは視線に入る組数で行う
2	受け身 基礎体力トレーニング 各種打ち込み 固め技立ち技の乱取り 受け身テスト ※冬場のトレーニングの指導	・練習前練習後健康観察記入確認 ・受け身チェック ・体の大きさや力の差を考えて練習させる ・冬場のトレーニングについて話をする ・テスト明けの練習内容を考える
3	受け身 基礎体力トレーニング 各種打ち込み 固め技立ち技の乱取り 練習試合実践練習	・練習前練習後健康観察記入確認 ・慣れたところのケガに注意させる ・柔道の安全指導の手引きやDVDの視聴

図3 初心者向けの指導計画書

この調査結果より、この事故を踏まえての職員や生徒へ事故防止についての指導は、全ての学校で実施されている。

また、施設、設備の点検も98.6%の学校で実施されている(1.4%の学校は、日頃から施設、設備の点検を実施)など全ての中学校で事故防止について対応を行っている。

市内の中学校12校に柔道部があり、これらの学校には、事故後、この事故を踏まえ、初心者を対象とした年間指導計画を作成するよう指導を行った。その一例を図3に示す。

この年間指導計画では、「受け身」の練習期間に配慮したり、「受け身」の習熟の程度を確認したりする機会を設けており、初心者に特化した練習計画作成の参考になる。今回の事故を踏まえ、安全指導の点からも各学校で指導計画に差が生じないように指導計画作成の際の基準づくりが必要であり、さらには、柔道部以外の事故防止に向けた年間指導計画の見直しが必要と考えられる。

7 おわりに

本来、安全でなければならない部活動で発生した重大事故は、学校関係者のみならず、社会に大きな衝撃を与え、全国的にも注目された。教育委員会は、事故発生後に早い段階で5人の外部委員による検討委員会を設置し、遺族の方々の原因究明と柔道事故の再発防止に対する願いをしっかりと受け止め対応してきた。

平成24年度から学校教育で武道が必修化され、授業では、教員を対象とした研修会や柔道の安全に関する手引きなどが多く出版されるなど、手厚く対応がなされているが、部活動では、柔道顧問の指導力などに任されている面が多い。そのため、教育委員会をはじめとする関係機関は、部活動で発生した事故原因の検証などをまとめた本報告書を踏まえ、事故の再発防止に向けて、組織的に最大限の安全に配慮しながら、指導を行っていかなければならない。

柔道部の指導者は、この重大事故から明らかになった検証内容や再発防止策などをしっかりと踏まえ、生徒への安全指導の重要性を念頭に置き、部活動の指導に活かすことが求められる。

今後、教育委員会や学校管理職をはじめ、教育に携わる者全員が、部活動も含めた教育活動において、生徒の命が失われることがないように、安全管理に十分に配慮し、教育活動を行っていかなければならない。また、各学校において、柔道初心者に対する指導体制の在り方を見直すとともに、教育委員会は、柔道初心者に対する練習計画の見直しなどをしっかりと行うよう全学校に周知徹底するような柔道事故の再発防止に向けた新たな取組を期待するものである。

参考文献など

- 1) 名古屋市柔道安全指導検討委員会「名古屋市立向陽高等学校事故調査報告書」平成24年5月
- 2) 文部科学省（体育活動中の事故防止に関する調査研究協力者会議）「学校における体育活動中の事故防止について（報告書）」平成24年7月
- 3) 全日本柔道連盟「柔道の安全指導（第三版）」2011年
- 4) 文部科学省「中学校学習指導要領解説（保健体育編）」平成20年7月

【資料】

体調チェックシート(個人用)

月		氏名							
日	曜	参加状況	練習前		確認サイン	練習後			確認サイン
			体調	ケガ(部位)		頭部打撲	頸椎捻挫	その他	
	日	参見欠休	◎ ○ △ ×	有無		有無	有無		
	月	参見欠休	◎ ○ △ ×	有無		有無	有無		
	火	参見欠休	◎ ○ △ ×	有無		有無	有無		
	水	参見欠休	◎ ○ △ ×	有無		有無	有無		
	木	参見欠休	◎ ○ △ ×	有無		有無	有無		
	金	参見欠休	◎ ○ △ ×	有無		有無	有無		
	土	参見欠休	◎ ○ △ ×	有無		有無	有無		
□練習内容				□練習の中で気づいたこと					

※練習を始める前に必ず記入し、顧問からサインをもらった後に練習を開始すること。
 ※練習中にケガにつながるような行為があれば、必ず「□練習の中で気づいたこと」の欄に記入すること。
 ※参加状況について 参:参加 見:見学 欠:欠席 休:休養日

